

〔講演〕

信教の自由と天皇制

—ドイツ教会闘争とD. ボンヘッファーから学んだこと—⁽¹⁾

山崎 和明[†]

— 目 次 —

1. はじめに：日独の比較
2. 天皇制の現在
 - (1) 建国記念日と天皇家の祝祭日
 - (2) 元号と西暦
 - (3) 時間と空間の支配
3. 祭政一致の天皇制
 - (1) 明治憲法体制
 - (2) 中世のモナルコ・マキと近世の社会契約論
 - (3) 独裁者ヒトラーのさらなる野望
 - (4) 戦時下の日本の教会
 - (5) ゲッベルスのヤスクニへの羨望
4. 神なき成人した世界に生きる
 - (1) キリシト教と非宗教化
 - (2) 二領域論とキリシト律（クリストノミー）

[†] YAMASAKI, Kazuaki 本学社会学部教授（法学博士）

1. はじめに：日独の比較

ドイツと日本の近現代史を比較すると、そこには歴然たる違いが存在します。決してドイツを美化するわけではありませんが、そこから学ぶべきことはたくさんあります。

1933年1月30日にヒトラーは擬似「民主主義的」に政権を奪取しました。その1933年には、国家の肝いりでプロテスタント（福音主義教会）諸教派の統合が行われ、会衆（組合）制（直接民主制）は廃止され監督制（中央集権制）のみに統合され、「ドイツ帝国教会」が成立します⁽²⁾。これをグライヒシャルトゥング（強制的同質化、強制的統合）と呼んでいます。ドイツ帝国教会ができるやいなや、ヒトラーとナチズムを信奉する「ドイツ的キリスト者」が、帝国教会を支配します。ドイツ的キリスト者は、聖書やキリスト教からユダヤ的要素を排除し、アーリア的＝ドイツ的な教会と信仰を主張していました。プロテスタントをドイツ的キリスト教に同質化するために統合したのです。しかし、すぐさま抵抗の波が起こり、1934年には反対する各派がバルメンに結集し、カール・バルトが起草したという神学宣言を出します。これが「バルメン神学宣言」です⁽³⁾。異端の支配するドイツ帝国教会に対抗するため、バルメンの地でプロテスタント諸教派（ルター派、改革派、合同派など）は一つになり「告白する教会」（以下、「告白教会」）を形成し、「ドイツ教会闘争」を展開していきます。告白教会は、第二次世界大戦が勃発する1938・39年まで、帝国教会に対する（「不本意ながら」第三帝国にも）抵抗を続けました。

しかし日本では、先の15年戦争中（1931－45）にも、（日本基督教団が成立した1940年以降でさえも）告白教会のような組織が形成されることも、教会闘争のような教会的抵抗ありませんでした。それどころか、1944年、敗戦の前年の復活祭には富田満教団総理の名前で「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」という不名誉な文書が残されています。

ドイツでは、1944年7月20日に、ナチとは異なる「別のドイツ人」の「良心の（最後の）叫び」として、ヒトラー暗殺・クーデタ計画が実行されましたが、失敗に終わりました（7月20日事件）。この計画を担ったのは、プロイセンの伝統をもつドイツ国防軍の軍人・将校たちと市民的抵抗グループが協力した抵抗組織で

した。しかし日本では、政治的抵抗も一切ありませんでした。⁽⁴⁾そして「ドイツ教会闘争」を戦い抜き、ヒトラー暗殺クーデタ計画（政治的実力抵抗）に参画した神学者・牧師ディートリヒ・ボンヘッフアーのような人物も、日本には存在しませんでした。

ドイツの敗戦（1945年5月）から5ヶ月後の1945年10月に、ドイツ教会闘争を闘い大戦を生き抜いた告白教会のメンバーがシュトゥットガルトに集まり、戦責告白を出しています（シュトゥットガルト罪責告白）。もちろん、これには批判もあります。たとえば「もっと勇気をもって告白しなかった」など比較級を連ねた表現に認められる自己正当化への批判です。⁽⁵⁾しかし日本の教会はといえば、敗戦後12年も経つ1967年の復活祭になってやっと「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」を出しました。しかしそれは、教団議長の鈴木正久の名前で出されたもので、社会派と呼ばれる人たちによる、今から見れば不十分な戦責告白でしかありませんでした。

日独において、どうしてこのような違いが生じたのかを「信教の自由と天皇制」という観点から学んでゆきたく願っております。そもそもドイツと日本では、出発点が異なっていました。ドイツは、キリスト教国、しかも宗教改革者ルターを生んだ国です。第一次世界大戦後のドイツ共和国は、基本的人権を保障し、当時としては最も進歩的な社会権まで明記したヴァイマル憲法を整備していました。確かに、民主的で共和的な憲法をもってはいましたが、それを運用し護るはずの民主主義者、共和主義者がいなかったとも言われています。

他方、日本は、キリスト教的伝統も文化もない中、明治の開国後いきなり近代化の波に乗り、立憲君主制ではありましたが憲法典まで手にしました。しかし、明治に制定された大日本帝国憲法は、マイノリティーであった日本のキリスト者にとっては、たとえ信教の自由を認められたとしても、その成立の当初から常に緊張と対立を強いる法源でした。後に詳しく述べますが、明治憲法は、キリスト教と対立する要素を内包していました。なぜなら、欧米のキリスト教の神の代わりに、国民国家を統合する天皇（偶像）が据えられていたからです。戦後になって、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重を三本柱にする新しい日本国憲法が制定されましたが、残念ながら、現在に至るも正しい人権思想が定着せず、誤った、あるいは半解の人権思想が一人歩きしている状態に危惧が深まるばかりです。⁽⁶⁾

それでは、具体的に「建国記念日」から検討していきましょう。

2. 天皇制の現在

(1) 建国記念日と天皇家の祝祭日

建国記念日は、「日本書紀」の建国神話に出てくる初代「神武天皇」が即位した日と考えられています。しかし、3世紀の古墳時代に即位したと言われる15代応神天皇（270-310年）が、実在性の高い最初の天皇と考えられ、応神天皇以前の黎明期の天皇は、何らかの存在はあるとしても、その真実在は不明のままであり、歴史学的には明確ではないと判断されています⁽⁷⁾。紀元前660年2月11日（旧暦では1月1日）に、神武天皇が東征をへて即位したとされています⁽⁸⁾。建国記念日＝紀元節は、ユリウス暦〔45BCから〕では紀元前660年2月18日になりますが、グレゴリオ暦（1582年〔グレゴリウス13世〕から現行）に合わせて2月11日にしました。皇紀X年という紀年法も神武元年から来ています（皇暦、神武歴）。ちなみに2012年は、神武紀元2672年でした。実は、後で述べます大日本帝国憲法も1889（明治22）年2月11日の紀元節＝建国記念日に発布されました（施行は1890〔明治23〕年11月29日）。

建国記念日も国民の「祝日」です。昔は、「旗日」などと申しまして「祝<祭>日」と法律上も規定しておりました。現在は「祝日」とのみ表現し、「祭」を省いております。「政教分離の原則」が影響を与えているのでしょうか。形式的には（建前上）、政教分離が行われているように見えて、その実は、天皇家と「天皇家の宗教」行事が、つまり「神道行事」が国民の祝日の中にたくさん潜んでいます。もちろん現行憲法でも、象徴天皇制を「国民の総意」として認めているわけですから、⁽⁹⁾「天皇家の祝祭日」が入ってきても何ら不思議ではありません。

その例を見てみましょう。既に見たように2月11日の「建国記念日」は、旧暦の1月1日の「紀元節」でした。3月21日ごろの「春分の日」も神道行事の「春季皇霊祭」、9月23日ごろの「秋分の日」も「秋季皇霊祭」です。神道行事との関係で言えば、11月23日の「勤労感謝の日」は、かつての「新嘗祭」です。欧米で同時期に祝われる収穫祭やThanksgiving Dayに通じます。

11月3日の「文化の日」といえば、1946年11月3日は現行日本国憲法が公布され

た日ですが、11月3日は、元々「明治節」であり、さらに元を辿れば明治における「天長節」、すなわち明治天皇の誕生日です。天皇誕生日でいえば、4月29日は昭和天皇の誕生日です。1948年までは昭和の「天長節」であり、1949年から「天皇誕生日」となり、1989年昭和天皇崩御の後2006年まで「みどりの日」、2007年から「昭和の日」と改名されています。そして12月23日は今上天皇の誕生日、いわば平成の天長節です。

元日の1月1日は皇室行事の「四方拝」にちなむ、かつての「四方節」でした。これらすべてを勘定すれば、15の「国民の＜祝日＞」うち、8つまでが天皇家と天皇家の宗教とに関わる「祝＜祭＞日」です。しかし、国民は休日を歓迎し、休日に反対しても誰も喜びません。

戦後の現代でも、国民の祝日に、天皇家の「祝＜祭＞日」が半分以上を占めているわけではありません。元号、年号と呼ばれる日本独自の紀年法も存続しています。明治、大正、昭和、平成がそれです。「元号法」は、讃岐出身のキリスト者と言われた大平正芳（1910-1980）総理の時代（1978-80）に法制化されたものです。⁽¹⁰⁾ 1979年6月19日に公布され、即日施行された元号法では＜一世一元＞に定められております。

（2）元号と西暦

「一世一元」の元号や年号制度が、あたかも日本古来の伝統であるかのように言われていますが、確立したのは明治以降の近代日本国家においてです。しかも、この古くさい元号や年号のような、君主や支配者の即位をもって年を数える面倒で厄介な紀年法をいまだに使用している国は、「日本のみ」です（ブリタニカ国際百科）。

武家政権下では、京都の朝廷が定めた年号は幕府に通達され、幕府により大名家や代官に布告され、各地方には回覧をもって通知されたようです。しかし、一般庶民に元号が浸透し、日本全国津々浦々で用いられていたとは考えられません。一般庶民は、頻繁に変わる元号よりも、武家政権時代でなくとも、干支（十干十二支）を用いて暦にしておりました。

南北両朝時代を含めると、歴代天皇は128人ですが、重祚のため130代になります。⁽¹¹⁾ 日本最初の元号といわれる大化元年（ユリウス暦645）から平成24年（グレ

ゴリオ暦2012)までの1368年間に、元号の数は250に達します。36代孝徳天皇が「大化」と改元してから⁽¹²⁾の歴代の天皇は、93人95代になります。そのうち即位後も改元されなかった例が11代あります(11%強)。一代に平均、2.6回改元され、およそ一世一元などなかったに等しい状態です。しかも、一元号の平均年数は、5年半弱と短く、数か月の短命な元号となれば、同一年に2つの年号も存在したことになります。参考までに、南北朝時代に並行した年号も合わせて250の年号を期間に即して分類してみますと<別表>のようになり、十二支を一巡りするまでに、一度以上改元している例は、224例もあり、250の年号の内87%を占めていることになります。そうすれば、実質的に元号は、宮中や都、公の機関でのみ通用したといってよいでしょう。下々や巷あるいは地方では、もっぱら干支が用いられていたのも頷けます。

<別表>

期 間	回数	回数／250元号
1年未満	2	0.8%
2年未満	32	12.8%
3年未満	44	17.6%
4年未満	52	20.8%
5年未満	30	12%
6年未満	19	7.6%
7年未満	10	4%
8年未満	10	4%
9年未満	10	4%
10年未満	9	3.6%
11年未満	3	1.2%
12年未満	3	1.2%
合 計	224	89.6%

しかし今日、意識すると、しないとにかかわらず、私たちは年号に支配されています。もし西暦がないと、私の生まれた年も、昭和天皇の即位後28年目、つまり昭和28年としか言い表せません。私はあと5年足らずで四国学院大学を定年退職しますが、その時を表すのにも、今上天皇の即位後30年、つまり平成30年3月に退職としか表現できないわけです。

なるほど歴史上、武家政権下で権力者は宮中の改元にいろいろと口を差し挟んできましたが、元号の制定権を、天皇（と天皇家）が手放すことはありませんでした。南北朝時代には、南朝と北朝の双方の天皇がそれぞれ支配権を顕示し、改元を行い、同時に二つの元号が併存していました。

面白いことに、1943年は、日本のキリスト教会での復活祭が2種類あったようです。⁽¹³⁾世界のイースター（4月25日）と日本のイースター（3月28日）です。伊勢神宮の暦に従った復活祭が日本では主張され、西暦（万国共通暦）によって決まった国際的復活祭と異なりました。実際は、教会ごとに別々の復活祭が日本ではあったようです。ことほど左様に、暦は支配権の現れでもあるのです。

（3）時間と空間の支配

暦を制定し祝祭日を決定することは、時間を支配することです。天皇が年号や元号を建てること（建元）も、時間の支配権の現れです。その支配の及ぶ空間は、ここ日本だけです。日本でしか通用しません。日本に住む私たちは、知らず知らずのうちに、見えない天皇制の時間的空間的支配下に生を営んでいるのです。

現行法では、役所の公文書に元号や年号を用いなければならないという強制力はありません。しかし、無言の圧力は掛かっています。もし元号表記が法的に強制されれば、「信教の自由」に抵触するでしょう。

深い洞察力のある元号支持者は、自分たちはキリスト教徒ではないのだから、西暦を用いる必要はないと主張しています。なぜなら、西暦はイエス・キリストの誕生をもって紀元元年とし、紀元前、紀元（後）と言っているのですから。実際、その意味では、キリストが歴史を支配しているのです。私の場合、キリストの生まれた時から勘定して1953年目に生まれ、キリストが生まれてから2018年目の3月に四国学院大学を定年で退職します。やはり、元号支持派は、西暦がキリストによる時間の支配であることを知っている（いた）のです。そしてその裏を返せば、彼らは、元号が天皇による時間と歴史の支配であることを理解した上で、それを推進しようとしている（いた）のです。

重要な問いを一つ投げかけてみます（問①）。皆様も一緒に考えてください。元号支持派の人々の批判、つまり西暦はキリスト教徒の信じるキリストの暦であって、キリスト者でない人は使う必要がないという批判に対して、日本での西暦使

用をどのように弁証できるでしょうか。

一緒に考えてみましょう。まず西暦は、もはやキリスト暦ではないのです。もともと西暦は、ヨハネス1世の命を受けて525年に神学者ディオニシウス（470年頃-544年）が、ユリウス暦に基づきキリスト紀元の暦を策定したものです。その後1582年には、より厳密で精確なグレゴリオ暦に基づいたキリスト紀元の暦になりました。しかし20世紀になって歴史的に検討すると、イエスの誕生は、正確には、紀元前7-4年ではないかと推定されています。もしキリスト紀元の暦であるなら、これを修正せねばならないところですが、改訂されていません。すなわち西暦は、「非宗教化」された天文学的・科学的な標準暦となっているということです。たとえば、元号とイスラム暦（ヒジュラ暦）とを換算する際には、どうしてもグレゴリオ暦に基づく西暦を基軸暦としなければなりません（太陰暦と太陽暦との換算も入りますが）。基軸暦としての西暦があってこそ換算できるのです。つまり西暦は、もはやキリスト暦ではないだけでなく、キリスト教以外の世界でも必要不可欠だということです。⁽¹⁴⁾キリスト者であってもなくても、非宗教的に西暦を用いることが必要なのです。これが、一つの弁証です。

天皇（制）による時間的支配を受けたいと望むなら、積極的に元号や年号を使って問題はありません。元号や年号は、「日本人であるから」「日本人なら」使わねばならない紀年法でも暦法でもありません。「日本人であれば」当然、知っておかねばならない紀年法であり暦ではあります。逆に、西暦は、キリスト者でなくとも使わざるを得ないグローバルな標準暦・インターナショナル・スタンダード基軸暦であることを、キリスト者も非キリスト者も知らねばなりません。

たとえ西暦がユダヤ・キリスト教という宗教に発する暦ではないと言われても、そこには「非宗教化」のモメントがはたらいていました。この非宗教化する力については後に触れます。このユダヤ・キリスト教の非宗教化、非魔術化、非呪術化する力によって、近代の科学技術は生み出されたのであり、ユダヤ・キリスト教は近代科学技術の生みの親でもあります。近代科学・技術に裏付けられた非宗教的暦であればこそ、西暦はどのような宗教にも、無神論者や無宗教者にも当てはまる、つまり世俗化された暦なのです。しかしこれは、決して脱キリスト教化や世俗主義化を意味するものではありません。

最後に、天皇が決して手放すことのなかった権能として、元号の制定権（時の

支配)に加えて、もう一つ、征夷大將軍(時の政治的権力者)の官位任命権があります。それは、時の政治的権力者を任命するという権能です。この権能は、時の政治的権力(者)を正当化する政治宗教的権威付けです。たとえ天皇が政治的実権を握っていなくとも、特に武家政権下においてそうでしたが、天皇による政治宗教的権威付けは不可欠でした。明治憲法下では、陛下の「大命降下」によって与党の党首が任命・指名されました。現行憲法では、天皇は国事行為として「國務大臣の認証」をします。

3. 祭政一致の天皇制

(1) 明治憲法体制

それでは、明治維新と明治憲法を考えてみます。グレゴリオ暦の1867年11月9日(慶応3年10月14日)に15代將軍徳川慶喜の大政奉還によって政治的権力が天皇に戻されました。1868年1月3日(慶応3年12月9日)の王政復古です。1868年10月12日(慶応4年8月27日)に明治天皇即位の大礼が執り行われ、同年10月23日(明治元年9月8日)に慶応から明治に改元され、一世一元の詔が発せられます。この王政復古により、明治天皇は、武家政権下でも残されていた宗教的権威に加え、政治的権力(実権)をも掌握します。そしてそれを体現して作られたのが大日本帝国憲法⁽¹⁵⁾でした。

1889(明治22)年2月11日の建国記念日に発布された明治憲法(大日本帝国憲法)は、現在からみれば、およそ古い時代の産物にしか見えませんが、日本の歴史上それまでなかった全く新しい近代化の成果であり、立憲君主制を採用しています。オスマン帝国憲法を除けばアジア初とも言われています。立憲君主制とは、絶対的君主ですら憲法上の制約を受け、自ら作った憲法の規定に則ってしか権力を行使(統治)できないという自己抑制の仕組みをもった政治体制です。

明治憲法は、「欽定」憲法です。君主である天皇自らが制定して臣民に与えた憲法です。もちろん天皇が憲法の条文を作成したわけではありません。天皇と政府の命を受けて伊藤博文が、1882(明治15)年3月に伊藤巳代治らとともに欧州憲法調査に向かい、プロイセンのベルリン大学の国法学者ルドルフ・フォン・グナイスト(Rudolf von Gneist, 1816-1895)やユダヤ系ドイツ人モッセ(Isaac

Albert Mosse, 1846-1925、ベルリン裁判所判事、日本大使館顧問、後に御雇外国人として来日)、ウィーン大学のドイツ人国法学者ロレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) から学び、帰国後、二人の伊藤に加えて、井上毅、ドイツ人御雇外国人口エスレル (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-1894、外務省法律顧問) やモッセ、金子堅太郎が中心となって明治憲法草案を作成しました。

伊藤博文は、ヨーロッパのキリスト教国においては、国民を統合する基軸となる権威と力をキリスト教の神がもっていることを認識しました。そして伊藤は、そうした存在に相応しいものとして日本における皇室 (天皇と天皇家の宗教) をその基軸に据えたのです。伊藤は、帝国憲法草案がいかなる精神によって起草されたのかを、枢密院における帝国憲法草案審議の冒頭で説明しています。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

そして明治憲法では、天皇は、唯一の主権者であり、国家元首となりました (1条、4条)。天皇は、陸海軍を統帥し (11条)、帝国議会の協賛をもって立法権を行使し (5条)、内閣の輔弼を得て行政を行います (55条)。司法も、天皇の名によって行われます (57条)。

天皇は政治的実権を握っただけではなく、宗教的権威も帯びていました。まさにそれが明確に示されたのは第3条の「天皇は神聖にして侵すべからず」です。天皇家の宗教である神道によれば、天皇は天照大神の末裔皇孫、現人神 (神人ではなく、人神であることに要注意!) であると信じられていました。天皇は、神道祭儀を司る祭司王であるとともに、祭神、祀られる対象の神自身でもあったのです。こうして日本の政治宗教の実態が如実に表れました。近代の政治は、「祭りごと」ではなく、事柄に即した非宗教的世俗的政治でなければなりませんでした。ところが祭政一致でした。「神道は宗教ではない」、「神道は国教ではない」と言い、「非宗教的に政治を行っている」かのように見せかけた「擬似宗教的」政治体制でした。

次に第2の重要な問題です (問②)。一緒に考えてください。「天皇は神聖にして侵すべからず」という文言に近い規定、すなわち君主は「神聖」(デンマーク憲法第13条) にして「侵すべからず」(ベルギー憲法第63条) は、ヨーロッパの君主政制をとっている国々の憲法にもあります。またヨーロッパには、多くの君主国が存在します (イギリス、オランダ王国、デンマーク王国、ベルギー王国、

ルクセンブルク大公国、スウェーデン王国、ノルウェー王国、スペイン王国など)。どこに、日本の君主天皇とヨーロッパ諸国の国王との違いがあるのでしょうか。この違いが判らなければ、日本の天皇制の問題が理解できません。

それは、国王・君主の上に、大統領・首相の上であれ、なおその上に、彼らを創造された神を認めるか否かの違いです。天皇は国王・君主であると同時に現人神であり、神自身でした。天皇は、単なる政治的最高権力者であるだけではなく、宗教的神の権威を帯びた存在でした。これが、欧米の君主制との決定的な違いです。同じ「不可侵」の「神聖」という表現でも、人間的な究極以前の神聖さと、神のみに許された究極の神聖さとの違いがあるのです。

(2) 中世のモナルコ・マキと近世の社会契約論

君主の上に天地万物の創造主である神を認める中世ヨーロッパでは（まだ米国は生まれていない時代です）、モナルコ・マキ（暴君放伐・殺害説）という抵抗理論が考えだされていました。君主（権力者）は、神からの委託を受けて、具体的には、ローマ・カトリック教会という宗教的権威から君主として承認されて、領地と人民を統治することの正当性を主張していました。しかし、正義と公平をもって統治すべきはずの君主が、神や教会から受けた委託に反して、暴政を行い暴君と化した場合、神や教会から君主に任された委託が失効したものと考え、その暴君を取り除いたり、殺害したりすることが許されるという理論です。君が君たらざる場合は、今度は人民が神から直接委託を受けて、暴君に抵抗することが許されるわけです。ヨーロッパでは、「君、君たらずとも、臣、臣たるべし」という論理は成り立たないのです。

日本の天皇制の場合、日本国臣民にとって天皇は神自身であり、天皇を超える創造神などは存在しませんでした。それゆえ、天皇の支配と統治に反対・抵抗することは、最初から神に抵抗することを意味していました。そもそも日本国臣民は、天皇の支配体制に抵抗することを正当化できる神聖な権威、つまり天皇を超える究極の権威を持ち合わせていませんでした。それゆえ日本国臣民たるものは、そもそも天皇の支配体制に抵抗する根拠を持ち得なかったのです。およそ日本国民は、一般市民であっても、政治的権力を握る責任者であっても、戦力を担う軍人であっても、天皇の支配体制に抵抗できない運命にあったと言えます。

中世キリスト教世界では、モナルコ・マキのように神からの委任や委託をもって抵抗理論が展開されていましたが、近世16-17世紀のヨーロッパになると、この世は、形而上学的な神や後見人的な教会の宗教的権威から解放され、自立して行動するようになりました。非宗教化と世俗化が押し進められました。学問や思想も、教会の神学から解放され、自由になりました。ホッブス、ロック、ルソーのような思想家は、「原始社会」の自然状態を想定し、神に代わって「自然法」や「自然権」という概念を作業仮説にし、主権者である人民同士の間には社会契約や、人民と君主との間に統治契約を想定する論理を展開しました。そして自然法に則った自然権である生命・自由・財産を守れない場合、その契約が失効したものととして、抵抗権や革命権まで正当化される論理が展開されました。とりわけロックやルソーの契約説思想の影響を受けて、1776年の人権宣言を内包するアメリカ「独立宣言」や1789年のフランス「人権宣言」が高らかに謳われたのです。

しかし日本では、暴君放伐説以外にも、上述の社会契約論や統治契約論、自然法や自然権といった概念に立つ抵抗理論も出てくることはありませんでした。確かに、中江兆民の社会契約論や、植木枝盛のような抵抗権や革命権まで認めた憲法草案も存在しました。しかしそれらは、明治の文明開化以降に欧米から輸入した学問理論にすぎず、横書きの思想を縦書きに書き直したただけでした。

(3) 独裁者ヒトラーのさらなる野望

こうした日独の違いが、ドイツのナチズムにおけるヒトラーと日本のファシズムにおける天皇との違いになって表れます。一方は独裁者であったにすぎませんが、他方は現人神でした。ヒトラーは、あらゆる権力を一身に集中させようとしていました。

ところで皆さんは、チャップリンの「偉大な独裁者」というヒトラー批判の映画をご存知でしょうか。チャップリンのこの映画は1938年に計画、1939年に撮影着手、1940年に封切られています。ヒトラーの存命中に、しかもこれほど早い時期に（第二次世界大戦前から撮影されていた）、ここまでヒトラーとナチズムの本質を見抜いた作品は、政治学的・思想的レベルでもまれです。戦後、マックス・ピカートが著わした『我々自身の内なるヒトラー』（佐野訳、みすず書房、1965、orig. Max Picard, *Hitler in unsself*. Rentsch, 1946）を除けば、これほど

ヒトラーとナチズムの本質を暴き出した作品は、活字はもとより、芸術作品としても見たことがありません。チャップリンの「偉大な独裁者」の中で、ヒトラー（ヒンケル）に扮するチャップリンが、バランスボールほどの地球儀の風船を、掌に弄んでいる場面があります。あれこそ、ヒトラーが地球を丸ごと支配しようとする意志を現わしていました。

ヒトラーは、1933年1月に総理大臣（宰相）の権力、1934年8月に大統領の権力と、二つの権力を手中に収め、総統（偉大な指導者）と呼ばれ、すべての政治的権力を握る独裁者になりました。しかし、日本の天皇の地位、現人神の地位は、ヒトラーが喉から手が出るほど望みましたが、手にすることができませんでした。宗教的権威をも自分のものにし、神のような全能者になろうとしましたが、実現できませんでした。それはなぜでしょうか。

ドイツはキリスト教国です。専制君主や独裁者の上にはなお、天地万物の創造主である神がいました。従って、ヒトラーが神に代わる独裁者として君臨するためには、早晩、ドイツのキリスト教勢力（カトリック、プロテスタント＝福音主義教会）を屈服させるか、もし抵抗を受ければ、叩き潰すまで戦わねばなりませんでした。実際、ヒトラーは、ローマ・カトリック教会と1933年7月20日にコンコルダートと呼ばれる政教条約を結び、抵抗の牙をもぎ取りました。カトリックは、「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に」という擬似二王国論を認めたのです。しかし、たとえ教会が自主規制をかけ自粛し、教会領域に留まっても、ヒトラーのナチ国家は、ズカズカと神の領域にまで踏み込んでくるのが現実でした。

ドイツのプロテスタント教会の場合は、はじめに触れましたように、1933年ドイツ帝国教会に一元化されましたが、ナチズムの一翼を担うドイツのキリスト者が支配する帝国教会に抵抗して告白する教会（告白教会）が1934年に形成されました。告白教会は、1938-39年までドイツ教会闘争を繰り広げ、最後まで抵抗の拠点として残りました。ヒトラーの思い通りには行かず、ヒトラーは独裁者留まりでした。

（4）戦時下の日本の教会

日本のキリスト者は、一般日本国臣民とは違い、天皇をも創造された天地万物

の神をも知っており、この世においては地の塩・世の光として、この世と時代精神に抵抗できる原理を生きていたはずでした。しかし、歴史的現実はそのではありませんでした。一部のキリスト者を除き、抵抗することはありませんでした。

日本のキリスト教徒は、現在もそうですが、マイノリティーでした。しかもキリスト教は、敵性宗教と認識され、国際性を帯びたキリスト教徒であればあるほど、内通、利敵行為などの嫌疑をかけられる危険性を孕んだ立場にありました。そのためキリスト者が忠実な皇国臣民として人並み以上の忠誠心を示そうとしたのも、決して不思議ではありません。

明治憲法下の「信教の自由」の規定は以下のようなものでした。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（明治憲法第28条）。信教の自由は、安寧秩序によって制約を受け、すなわち当時の「宗教団体法」や「(改定)治安維持法」のような法律によって制約を受け、臣民たるの義務に背かざる限りにおいて許される、すなわち、今はなき「不敬罪」によって刑法上裁かれる可能性のある自由でした。そもそも明治憲法は欽定憲法であって、そこに基本的な人権概念、いわゆる「天賦人権」など存在しなかったと言わねばなりません。なぜなら天皇が与えたものは、天皇が奪うこともできるからです。⁽¹⁸⁾

明治憲法下、ほぼ国教のような制度であった神道は、一貫して宗教ではないと政府によって主張されてきました。国教と言わない代わりに、臣民としての国民儀礼、国民道徳として、臣民に神社参拝を強要してきました。近隣の由緒ある神社や、実質的に国家神道となった靖国神社や、天皇家の皇祖天照大神を祀る伊勢神宮などへの参拝が強要されました。その他、天皇の神聖さを示すため、宮城遥拝、御真影奉戴、教育勅語奉戴、奉安殿拝礼など、さらにはキリスト教会堂に神棚の設置まで強要し、⁽¹⁹⁾ 信教の自由に圧力をかけました。

神道が宗教ではないというのは、ごまかしでした。明治憲法では天皇を国民統合の基軸（要）としたため、当然、天皇家の宗教（神道）をも政治社会に引き込むことになりました。信教の自由と天皇家の宗教（神道）との対立とディレンマを、「神道は宗教に非ず」とごまかして解決しようとした当然の帰結です。ちょうど自衛隊は戦力ではない、軍隊ではないというに等しい「自己欺瞞」でした。もちろん、そういうことを考え付いたのは、支配者層の知恵ですが、私たちがそれを自分で納得し認めてきたのも事実です。結局、それが自分の首を絞める結果

となりました。以下、戦時下の日本のプロテスタント教会のあり方を理念的に5つに分類してみます。

日本にも、ドイツのキリスト者のように、日本の神話と聖書を一緒くたにしたり、天皇制とキリスト教とを習合させたり、天皇制軍国主義のお先棒を率先して担ぐ異端のような日本的キリスト者がいました（積極型）。

教会という組織や教会員を守るためという大義が体制協力に向かわせました。⁽²⁰⁾ そのため抵抗したくともできなかったと言うとき、自己を正当化しようとする意図が働いているように聞こえます。しかしその結果、「順応と同化、迎合と肯定」（徳善義和）のプロセスをたどり、教会員と組織は守れたかもしれませんが、教会が失ったものは取り返しがつきません（協調型）。しかも、自分の教会員と教会組織の身代わりとなった犠牲は甚大でした。朝鮮半島では、「1939年、約2000人の牧師、信徒が投獄され、20余りの教会が閉鎖され、50人の牧師が獄死」し、「太平洋戦争に入ると、さらに3000人の牧師、信徒が投獄され、うち50余人人が⁽²¹⁾獄死、200余りの教会が閉鎖」されたといいます。

あるいは、この世の出来事（国家、政治、戦争など）つまり「カイザルのもの」と、神の国の事柄（教会や信仰、伝道や奉仕など）つまり「神のもの」とをきれいに分け、この世の事柄には、見ザル、聞カザル、言ワザルを押し通し、現世から逃避し、来世や神の世界に隠遁したようなキリスト者もいました。このタイプは、擬似ルター流の二王国論と呼ばれる国家と教会（地の国と神の国）を断ち切る立場です。あるいは擬似バルト流の二元論とも言えます（隠遁型）。

少数ですが、キリスト者として迫害され弾圧されたのは、ホーリネス系の人々や、異端ではありますが明石順三ほか当時の日本灯台社のエホバの証人たちでした。しかし彼らの闘いは、人間の尊厳や基本的人権あるいは自由や平和を守るために積極的に抵抗に出たというより、天皇制軍国主義的支配体制からの政治宗教的干渉や弾圧に対して消極的に服従拒否（不服従）を貫いたと評価できます。激しい弾圧と厳しい迫害の中、彼らは自らのキリスト教信仰を最後まで捨てることなく守り抜き、場合によれば死に至るまでキリスト者として耐えました。日本では先の戦争において、134名の教師と信徒が逮捕され、7名が殉教し、270の教会が閉鎖されたといわれています（受難型）。

次は、ごく例外的な少数です。教会組織を持たない無教会系の一部の人々です。⁽²²⁾

彼らは、帝国主義的国策やファッショ的時代精神を批判し、ある者は絶対非戦論から戦争批判を唱えました（浅見仙作、矢内原忠雄、石原兵永、政池仁、伊藤祐之、藤沢武義、イシガオサムら）。特筆すべきは、イシガオサムの場合は兵役拒否を敢行し、浅見仙作の場合には大審院まで法廷闘争を繰り広げ無罪判決を獲得し、矢内原忠雄の批判は信仰のみ（究極的な事柄のみ）に立った批判ではなく、社会科学的認識と判断（究極以前の事柄も）が備わっていました⁽²³⁾（抵抗型）。

ドイツ教会闘争の抵抗の核となる信仰は、ナチズムの擬似宗教性（指導者原理の偶像性）を見破りました。神のみを神として、神以外のものを神に並べて神とせず、そして人間を偶像とせず、十戒の第一ないし第二の戒めを巡って闘いました。新約的に表現するなら、「人に従うよりも神に従う」というペテロ条項を巡っての闘いでした。日本の教会の戦争責任は、神を神とせず、神に並んで神以外の天皇を神とし、真の神に従うよりは国家に従った点にありました。つまり天皇の神格化と天皇崇拝にありました。この問題には、天皇制と密接に結びつく靖国国家神道が関わっています。天皇制とヤスクニは共に、信教の自由を保障する政教分離の原則を促進しなかったどころか、むしろそれを脅かす祭政一致の原理を目指す日本の（擬似）政治宗教の二本柱と言えます。

（5）ゲッベルスのヤスクニへの羨望

靖国国家神道について申し上げます。日本の天皇制軍国主義は、ファシズムにおいては、イタリアやドイツの後塵を拝しておりました。しかし、ナチズムが模範にしようとしたものが、何と日本にはあったのです。それが国家神道と呼ばれる靖国宗教（信仰）です。日本人には見えないものを、ナチのゲッベルス（1897-1945）は見えていました。

ご承知の通り、靖国神社は、1869年に東京招魂社として創建されました。靖国神社は、主として天皇制国家のために戦死した愛国主義的兵士を中心に、国務行為に従事する中で殉職した公務員たちを祀るために設立された神社でした。靖国神社では、神道祭祀に従い、戦没兵士は英霊（人神）として崇敬されています。敗戦前には天皇も靖国神社に親拝されました。戦没者合祀の臨時大祭にあわせて、とりわけ1938年以降は春と秋の臨時大祭には毎年のように親拝されました。戦後、信教の自由を保障する政教分離の原則が取れましたが、未だに、総理大臣の

靖国神社への公式参拝や靖国神社の国家護持の問題がくすぶっています。現在靖国神社には、約250万柱の英霊が合祀されています。第二次世界大戦の戦没者兵士は、ドイツではナチの犠牲者と見なされていますが、日本では、英霊（神々）として神格化されています。

その国家神道靖国神社についてゲッベルスは、1942年の週刊誌『ライヒ』（帝国）に次のように記しています。

「われわれが国民意識と宗教心とを完全に一致させるエネルギーを生み出さなかったことが、われわれの国民的不幸である。われわれの望むものがどんなものかは、日本国民にみることができる。そこでは、宗教的であることと日本的であることは一致する。この国民的および宗教的な思考と感情の一体性から、巨大なダイナミズムをもった愛国のエネルギーがわき上がってくる」。さらに「戦死した英雄のヒロイズムを国民的な神話にまで拡大するような、戦死者に対する宗教的義務というものを、われわれドイツ人は残念ながらもた⁽²⁴⁾もってはいない」。

これがヤスクニ信仰です。愛国的エネルギーと宗教的エネルギーを統合させ、戦没兵士を英霊に祭り上げ、英霊を崇敬するシステムを持たなかったドイツでは、国防軍が抵抗の拠点となり、将校らによる1944年7月20日事件（失敗に終わったヒトラー暗殺クーデタ）が実施されました。日本では、国民のみならず、軍人兵士も、天皇制を下支えする靖国国家神道に絡め取られていたわけです。

最後に問題を提示します。現在でも天皇制とヤスクニ問題は片付いていません。自治体が靖国神社やその神道系神社の宗教行事に奉納金を納めたり、献灯料や献花料を払ったりすることは、信教の自由を保障する政教分離の原則に反するのではないかと、裁判が行われてきました。そうした判決では、いまだに政教不分離の行政を国民儀礼や社会的儀礼あるいは国民的習俗や社会的習俗と理解し、神道と行政との密着を容認する判断になっています。ヨーロッパの国々でもキリスト教を「国教」としている国々がありま⁽²⁵⁾す。国教制をとりながら、どのように信教の自由を保障できるのでしょうか。非宗教的世俗国家であるアメリカでさえも、聖書に手を置いたり神に誓ったり、キリスト教の残存が散見されます。それほど、宗教と国家とは密接不離の関係にあり、国家と宗教をきっぱりと政教分離できるはずはないという主張が出ています。そこから「欧米でも宗教と国家は完全に切

り離せていないのに、日本で完全に国家と宗教を切り離すことはできない、また切り離す必要もない」という主張に対しては、どのように弁明できるでしょうか(問③)。一緒に考えてください。

その回答の一例を申し上げます。あるキリスト教国が、歴史的に一定の宗派のキリスト教を国教としていても、非宗教的に世俗的に政治を行い、基本的人権を、信教の自由を万人に認める限り、何一つ問題はありません。しかし、いまだ払拭しきれていないキリスト教的残存は、政教分離の原則が一般普遍的であろうとすれば、将来的には取り除かれていくべきものでしょう。もしキリスト教を新たに国教にすることによって、政治をキリスト教化させる狙いがあるなら、歴史を逆行するものであり、そのようなキリスト教は人間とこの世の営みに再び宗教の軛を負わせるものです。歴史的に見れば、ユダヤ・キリスト教こそが政治を非宗教化し、キリスト教からも解放し、宗教の桎梏から自由にし、政教分離の原則を押し進めてきたのです。しかし、政教分離の原則を生み出すこともなく、政教分離を促進する代わりに、政治を宗教化し、祭政一致を目指す(してきた)宗教(たとえば神道)が、国教になったり、政教分離の原則を曖昧にしたりすることは、全く異なった意味を帯びてきます。つまり、キリスト教の宗教的残存と、神道の宗教的残存との間には、同じ宗教的残存であっても雲泥の差があることを意味しています。大切なことは、政治を非宗教化する宗教なのか、それとも祭政一致をめざす宗教なのかを見極めることです。

4. 神なき成人した世界に生きる

(1) キリスト教と非宗教化

近代ヨーロッパの社会と歴史は、中世のカトリック教会からの自由と自立に始まります。たとえば近代の政治学の祖と言われるマキャベリの政治学は、権謀術数を旨とし、もはや神学や教会道徳とは無関係に成立しました。近代における国家と政治は、教会や神学から解放されて、非宗教化と世俗化が進みました。

血で血を洗うカトリックとプロテスタントの「信教の自由」をめぐる宗教戦争によって、＜寛容の精神＞と＜信教の自由＞、それを保障する＜政教分離の原則＞が生まれました。カトリックの支配的な国であれ、プロテスタントが主流の国

であれ、〈寛容の精神〉と〈信教の自由〉を認めて政教分離の原則を制度化しますと、必然的に優位に立つカトリックをもプロテスタントをも、ひいてはキリスト教そのものを相対的なものにします。キリスト教の相対化によって、また一段と国家と政治の非宗教化と世俗化は進みました。ここから、自由権や平等権といった近代の基本的人権が生み出され、近代の民主主義原則が確立されました。宗教的自由のために闘ってきた人たちは、同時にまた（世俗的な）市民的自由のためにも闘っていたのです（ラスキ）。そして今や、キリスト教徒であるか否かを問わず、宗旨や、民族・国籍に関わりなく自由権や平等権が認められるようになり、世界観に関わりなく民主主義を標榜せざるを得なくなっています。

基本的人権思想や民主主義思想は、一般普遍的真理であるがゆえに、信奉する人間の宗教や宗旨に関わることなく、非宗教的に妥当します。ユダヤ・キリスト教は、この世とその事柄をキリスト教的に宗教化するのではなく、むしろ非宗教化し世俗化の促進をしてきたのです。

そうした非宗教化の典型は、近代の自然科学技術です。近代の科学技術も、ユダヤ・キリスト教の信仰的土壌と背景がなければ、およそ生まれることはなかったというのが宗教社会学上の定説です。実際、近代の自然科学を生み出した人々は、創造神の作品としての自然に秘められた法則性と統一性を信じました。彼らは、主として修道院で祈り（オラツィオ）と実験的検証（ラボラツィオ）を重ね、体系的な科学法則を発見してきました。近代科学の法則とその応用である科学技術も、一度、発見され実用化されると、普遍的真理であればあるほど、世界の宗教的壁を越え、信じる宗旨の如何に関わることなく、いつでも、どこでも、だれにでも妥当するわけです。ユダヤ・キリスト教の成果としての近代科学技術は、非宗教化され世俗化され、その結果、社会主義や共産主義の無神論・無宗教国家や人々にも通用するのです。

このように、ユダヤ・キリスト教の歴史を見ますと、キリスト教自体を相対化し非宗教化するプロセスが認められます。つまり、近代の基本的人権概念や民主主義の基礎は、ユダヤ・キリスト教の信仰土壌から生まれたにも拘わらず、それ自体の内にユダヤ・キリスト教を相対化する機制が働いています。基本的人権も、民主主義も、それらを保障する政教分離の原則も、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、・・・過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に

対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」（日本国憲法97条）貴重な財産です。その遺産を護り、政教分離の原則を徹底していくことは、私たちに信託された責任でもあります。

（2）二領域論とキリスト律（クリストノミー）

なるほど、歴史的にみれば、国家教会になることや教会国家になること、つまり一方が他方を吸収合併する「他律」は誤りです。しかし、政教分離をしているように見えても、擬似二王国論や擬似二元論も誤りです。教会の政治的責任を回避するために、来世、教会、そして神の国に、あるいは信仰や恩寵の世界に、超自然的世界に逃避し閉じこもるとき、あるいは一方が他方に口を差し挟まず干渉することなく自己閉塞状況に陥るとき、つまり二つの領域が分断されそれぞれが「自律」した状況に置かれるとき過ちが生じます。なぜなら、神はこの対立する二つの領域全体を統べ治めているにもかかわらず、恣意的に神の統治領域を分割し、その一方ないし一部にのみ「キリストの王権的支配」を認めるからです。

正しく理解された二王国論や二元論からでも、つまり、「キリスト主権」が全面的に支配するところでは、ルター派のノルウェーの教会がそうであったように、占領下のナチ支配に対して政治的に抵抗できました。同様に二元論に立っていたカール・バルト自身も、きわめて政治的に行動し、最後までナチス・ドイツと戦いました。そのことから、二王国論や二元論自体が問題なのではないことが分かります。問題は、政教を分離することではなく、分割した二つの領域、二つの王国、二つの次元が断ち切られたまま静的状態に置かれ、それぞれが「自律」してしまうことです。

これから述べますことは、社会科学の領域を越えて神学と信仰の領域に入ります。国家と教会を一方に併合（他律）したり分離独立（自律）させたりすることなく、二つの領域を正当に保つためには、対立する二つを結びつける仲介、橋渡しが必要となります。まさしく、仲保者キリスト・イエスの仲立ちがここに必要なのです。此岸と彼岸の、神の国と地の国の、国家と教会の区別はあっても、分断統合されることなく緊張関係のうちに、両者を一つに統合できるのは、イエス・キリスト以外にありません。二つの領域を創造主であるキリストに戻るとき、つまり二王国論や二元論がキリスト論的に理解され、キリストが全領域を王権的に

統括するところでは、「ヘテロノミー」（他律）に支配されることも、自己閉塞の「アウトノミー」（自律）に陥ることもなく、自律と他律を超えて「クリストノミー」（キリスト律）が支配します。このキリスト律に立つとき、対立する二つの領域をダイナミックな緊張関係のうちに正しく維持できると確信しています。

私たちキリスト者は、徹底した非宗教的世俗社会において、神なくして妥当する科学と技術を携えて生きているように、基本的人権（信教の自由）、政教分離の原則、民主主義を、たとえ神がいなくとも妥当するものとして生きていかなければなりません。この神なき「成人した世界」において、私たちキリスト者には、再びキリスト教化（宗教化）を目指したり、自律した世俗主義に陥ったりすることなく、ボンヘッファーの言葉で言えば、「神なくして、神の前で、神と共に」生きる成人性が要請されているのです。⁽²⁷⁾ボンヘッファーは、この「成人した世界」においてキリスト者がなすべきことを、「祈ることと正義を行うこと」であると非宗教的に表現しています。

注

- (1) 本稿は、2012年2月11日、日本福音キリスト教会連合、西日本地区社会委員会主催の「信教の自由を護る日」に高松シオン教会木太会堂で講演したものです。当日の講演草稿に手を加え論考にしました。1996年の2・11集会で講演した拙稿「信教の自由と政教分離——井上良雄とD. ボンヘッファーを手がかりに」（四国学院『社会科学年誌』6号、1996年3月）をも参照ください。
- (2) 日本でも同じように「宗教団体会法」が1940年に成立し、1941年に日本基督教団が成立します。
- (3) 敗戦後、東西の両ドイツのそれぞれの教会が、この「バルメン宣言」をその再建の土台にしました。
- (4) 戦時下の日本共産党の抵抗は、「政治的抵抗」とは評価できません。ドイツでは、戦後、ドイツ共産党違憲判決が下された際に、抵抗権の構成要件が明確にされました。(1) 抵抗して闘わねばならない不法が明白であること、(2) 法秩序によって認められたあらゆる合法的手段を尽くした後の最後の手段であること、(3) そして法秩序維持または回復を目指す緊急権であることの3点です。つまりそれは、革命を目指すものではないということです。ソ連を中心とするコミンテルンの指導下にあった日本共産党の抵抗は、労働者独裁政権樹立のための社会主義

- 革命を目指すものではあっても、正当な抵抗権行使に当たりません。
- (5) 戦後になって初めて人々の目に触れることになったボンヘッファーの遺稿（『倫理』）を見ますと、彼は、すでに1940年にドイツとドイツ人の罪を告白しています。モーセの十戒に即して罪を告白した文章は、シュトゥットガルト罪責告白の比ではありません。
- (6) 自分のためだけの（エゴイスティック＝利己的な）人権や、自己を無視した隣人のためだけの（アルトルイスティック＝利他的な）人権意識は、人権の誤解と半解です。なぜなら私も隣人も共通に同じ人であるから。隣人の人権を配慮できない人権意識は、自分の人権をも尊重できない人権意識と同様に、健全で正しい人権理解ではありません。
- (7) 考古学上、ヤマト王権の成立は、3世紀前後であるとされており、古墳時代から900年以上も遡る弥生時代前期に当る紀元前660年に神武天皇が即位したという史実を認める一致した見解は現在ありません。神武天皇は、東征後52歳で即位し、76年の治世をへて、127歳で崩御したと言われています。
- (8) 紀元前747年を起点とする新バビロニア帝国の「ナボポラッサル（新バビロニア帝国の祖）紀元」が西洋「最古」の紀元であるとすれば、紀元前660年の神武紀元は世界的に見ても遜色がないということになるでしょう。
- (9) 「第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」。
- (10) 大平は、高松工商入学後の二十歳前後（1929）に佐藤定吉の影響を受け、「イエスの僕会」に参加、日本基督教会三豊（観音寺）教会にてW. C. ブキャナンから受洗。1933年東京商大入学後、無教会の矢内原忠雄の集会にも出席しています。家族は聖公会会員と聞き、大平の葬儀も立教で執り行われたようです。
- (11) 35代皇極天皇と37代斉明天皇、46代孝謙天皇と48代称徳天皇は、女帝で重祚（二度即位）。
- (12) 改元後一年を満たず改元した例は、2例あります。天武天皇在位の「朱鳥」は、ユリウス暦で668年8月14日から同年10月1日までの3ヶ月たらず、聖武天皇在位の「天平感宝」は、749年5月4日から同年8月19日までの3ヶ月強です。
- (13) ニケア公会議の決定で、復活祭は春分の後の最初の満月の次の日曜日と定められました。満月が日曜日と重なった場合は、その次の日曜日と定められていました。1943年グリニッジ標準時では、3月21日に春分の日と満月（月令15・6）と日曜日が重なりました。教会暦では満月は、月齢14日と定められているので3月20日に当たり、イースターは次の満月4月18日の日曜日まで待って、翌週の4月25日と定められました。ところが、日本では時差の関係で満月が3月22

日となったことから、3月28日にイースターをしたいという声が上がったようです。その背後には、内務省からのクレームで、伊勢神宮暦によって3月28日に変更するように通告があったようです（徳善義和「十五年戦争期の日本福音ルーテル教会と天皇制」、富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007年、406頁）。

(14) A. D. (Anno Domini=主の年)やB. C. (Before Christ) を中立的に表現するためにCommon EraとBeofre Common Eraと言い換えたりする向きもあります。しかし、上記の弁証がなければ、＜キリスト紀元であることに変わりがないにもかかわらず傲慢にもそれをcommonと言い切っている＞と言う批判も見受けられます。また西暦をChristian Era (C. E.)と言い換えても、すべてのキリスト教会が同一暦を用いているわけでもありません。

(15) 1872年12月9日（明治5年11月9日）に改暦の詔が発せられ、グレゴリオ暦が導入されて、明治5年12月3日をもって明治6年1月1日とされています。いわゆる明治の改暦です。

(16) 現行憲法でも、「天皇は日本国と日本国民＜統合＞の象徴」となっています。

(17) 現代語風に要約しますと、＜今、憲法を制定するに当って、まず我が国の機軸を求め、我が国の機軸は何かということを確認しなければならない。機軸なしには、政治を人民の妄議に任せていては、政はその統紀を失い、国家もまた墮して廃亡してしまう。・・・欧州において憲法政治が始まって千年余り、人民はこの制度に習熟しておるのみならず、また宗教というものがあって、これが機軸をなして、深く人心に浸潤し、人心はここに帰一している。しかるに我が国では、宗教の力は微弱で、一つも国家の機軸たりうるものがない。・・・我が国で機軸となりうるものは、皇室のみである。従って、憲法草案においては、もっぱらこの点に考慮して、君権を尊重し、できる限り君権を制限しないように勉めた。・・・この草案においては、君権を機軸とし、何よりもこれを損なわないことを考え、敢えて欧州の主権の分割の精神を採用せず＞となる（丸山真男『日本の思想』岩波新書、1961年、28頁以下）。

本節および3（5）では、特に宮田光雄『ボンヘッファーとその時代』（新教出版社、2007）を参照、とりわけ「ボンヘッファーと日本——政治宗教としての天皇制ファシズム」322-395頁から多くを学び参考にしています。

(18) 現行憲法のように何人も奪うことのできない、何人にも譲り渡すことのできない基本的人権としての「信教の自由」であるためには、その基本的人権の成立の歴史において果たしたユダヤ・キリスト教の神の存在を前提とする人権理解が必要となります。

(19) 徳善、上掲、407頁（注14）。

(20) その一例を挙げれば、賀川豊彦がガンディーを訪問した際の二人の対話があります。1939

年1月、賀川豊彦はインドでマハトマ・ガンディーと出会っています。そこで賀川は、ガンディーに、日中戦争においてとるべき態度について尋ねています。そこには、ボンヘッフアーが尊敬してやまなかった非暴力平和主義者ガンディーの偉大さ（引用の傍点部分）と、賀川の弱さと挫折が対照的に現れています。出典は、賀川に対する誠意ある理解と解釈を示す河島幸夫「賀川豊彦と太平洋戦争」（賀川豊彦記念松沢資料館編『日本キリスト教史における賀川豊彦 その思想と実践』新教出版社、2011年）からの再引用です。ここでは各出典を明示しません。

賀川「あなたがわたしの立場に立ったらどのようになさるか、それをお伺いしたいものです」。
ガンディー「わたしは自分の異端の説をはっきり公言します。そして喜んで射殺されるでしょう。ハカリの一方の皿に生活協同組合とあなたの事業の全部をのせ、他方の皿にあなたの国の名誉をのせて考えてみましょう。もし、あなたが国の名誉の尊いことを知ったらならば、日本に逆らってあなたの見解を公表し、そうすることが死をもたらすものであるにせよ、あなたの死を通して日本を生命あるものにすべきである、とあなたに要求したいと思います。しかし、こうするためには、こころの確信が必要です」。

賀川「確信はあります。しかし、友人たちがわたしに思いとどまるように頼んできたのです」（以上、208頁、傍点、山崎）。

ガンディー「あなたの心の中の友人が《これをなせ》と言っているときに、ほかの友人たちの言うことに耳を傾けてはいけません。たとえ善良であっても、友人というものは、ときとして私たちをだますものです。彼らは生きていて仕事をしたらいいではないか、というにきまっているのです。・・・わたしが刑務所行きの決意をしたときも、同じような懇願がありました。けれどもわたしは、友人たちの言うことに耳を貸しませんでした」（以上、217頁）。

(21) 日本福音主義キリスト教会連合第二回全国総会「第二次世界大戦における日本の教会の罪責に関する悔い改め」（『福音と世界』1995年9月号所掲、39頁）。しかし、その数値の典拠は不明です。

(22) 無教会の指導的立場にあった塚本虎二などは、隠遁型に属すと言えます。それは彼が、戦時中を述懐し語った「福音のためなら死ぬ覚悟でいたが、平和のために死のうとは思わなかった」という言葉に滲み出ています。

(23) 政池仁の場合、社会科学的認識以上に、究極的な信仰の一本槍であった（原島圭二「（二）戦争と平和」、藤田若雄編著『無教会を継承した人々（下）敗戦の神義論』木鐸社、1977年所収、62頁参照）。

(24) 宮田『ボンヘッフアーとその時代』360頁。

(25) 国教会としては、アングリカン（聖公会）が、イングランド国教会、ルーテル教会がアイスランド国教会、スウェーデン国教会、デンマーク国教会、ノルウェー国教会、フィンランド福音ルーテル教会。改革派教会は、スイスの一部スコットランド教会など。

(26) 支配者や特権階級のみが行使できた自由権を万人に平等に認める（平等権）思想は、ユダヤ・キリスト教的信仰にその淵源を見いだします。アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言に先立つ17世紀前半の英国ピューリタン革命の中で、レベラーズ（水平派）の人々が「生まれによる特権」を意味したBirthrightを「生まれながらの権利」（生得権）に読み替えた時、「人権」としての自由権と平等権が産声を上げました。神がアダムとエヴァを創造されたときに国王や特権階級は存在しませんでした（神の前の平等）。神はご自分に似せて人間を創造されました（神の似像）。この「神の似像」をすべての人間に見いだすとき、そこに人間の尊厳が認められます。そうして国王や君主と同様の自由権と、それを保障する平等権思想が生まれました。

この自由と平等の基本権に立つと、近代の民主主義の基礎が据えられます。実際、ピューリタン革命時、独立派の人々がパトネーで論争した際、初めて民主主義が取り入れられたと言われています。しかしさらにルーツを辿れば、ルターの「万人祭司制」に民主主義の原型を見いだすことができます。ちょうど、「神の前の平等」が非宗教化していくなかで、「法の下での平等」へと世俗化したように、近代の民主主義＝「万人君主制」は「万人祭司制」の世俗版とも言えます。拙稿「精神的空洞化と基本的人権の喪失」（四国学院『社会科学年誌』8号、1998年3月）参照。

(27) とても謎めいた言葉ですが、キリスト者が神なくして神の前で神と共に生きることを恐れる必要はありません。人間の子どもも成長すれば乳離れし、いずれ独立します。また人間の親も子離れし、子どもの独立を祝福せねばなりません。同様に、人間も成人したとき創造神から独立するようになります。問題は、その独立が自己閉塞的自律か、キリスト律にある自立・独立かの違いです。いかに子どもが親から独立しようとも、人間にへそがあるように、親子のつながりは否めません。大切なことは、独立しても常に自分の出自（ルーツ）を認識することが重要です。とりわけ、日本人には自己認識が必要でしょう。そしてキリスト者も、非キリスト者も、基本的人権、信教の自由、思想信条の自由、人間の尊厳の成立の史実を学ばねばなりません。もしユダヤ・キリスト教的源に敵対するなら、歴史上ユダヤ・キリスト教が生み出してきたすべての恵みと真実（基本的人権、民主主義）は、空洞化すると同時に、根本的に否定されるでしょう。実際、そういう時代がありました（ファシズム、コミュニズム、全体主義）。

また私たちの無関心や無頓着によって、この源泉であるユダヤ・キリスト教から私たちが断ち切られるならば、その歴史的果実は、これから実ることなく、実りそうになったとしても、それを手にする前に地に落ちるでしょう。